

令和6年度 第1回美濃地区教科用図書採択協議会議事録

- | | | |
|------|----------------------------|---------------|
| ・日 時 | 令和6年5月20日（月） | 10:00 ～ 11:00 |
| ・場 所 | 美濃市防災・中央コミュニティーセンター 3階大会議室 | |
| ・出席者 | 岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員 事務局 | |

【司会】

- ・ただいまより、第1回教科用図書美濃地区採択協議会を開会いたします。
- ・はじめに、当協議会の会長と副会長についてご確認します。教科書採択の事務を円滑に進めるために、昨年度末に会長と副会長を承認していただいております。協議会規則第6条により、会長と副会長をこのお二人とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【司会】

- ・次に、当協議会の設置と運営方針について、会長から承認の報告をしていただきます。

【会長】

- ・美濃地区教育長会での決定に基づき、各市教育委員会に「令和6年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針」の議決を依頼しましたところ、美濃地区3市教育委員会にて承認の議決がなされ、全ての市より承認書が届いていることを御報告します。

【司会】

- ・協議会設置・運営方針が承認されましたので、「岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約」第5条により選出されました委員の皆様へ委嘱状をお渡しします。本来ならばお一人お一人に、会長様よりお渡しいただくところですが、時間の都合上、机の上に置かせていただきました。
- ・また、本日の会は、規約第9条により、半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会として成立していることを確認させていただきます。

【司会】

- ・続きまして、会長よりご挨拶いただきます。

【会長】

- ・令和6年度 岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会の会長を務めさせていただきます。皆様の御協力をいただき、本協議会の議事が円滑に進行できるようにしていきます。本協議会は、学校教育における「主たる教材」である「教科書」を、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて決定していく、重要な役割を担っております。御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

【司会】

- ・続きまして、議事に移ります。
- ・慣例により、会長に議長をお願いいたします。

【会長】

- ・それでは、お手元の資料に従いまして、議事を進行させていただきます。
- ・はじめに、<経過報告>（１）本会設置の根拠及び目的、及び（２）採択基準について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

- ・本協議会の設置について説明いたします。
- ・本年４月２４日付にて、岐阜県教育委員会教育長より採択基準について通知がありました。「令和７年度使用小中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」にある「３協働採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項」のとおり、県内各地区に採択協議会を設置することが決められています。
- ・規約を御覧ください。第２条には、本協議会の属する採択地区について示されています。美濃地区には３つの市があります。採択地区が２つ以上の市町村で構成される場合は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１３条第５項に基づいています。このため、３採択協議会規約、運営方針に基づき、美濃地区の３市にて、この協議会が設置されることとなります。
- ・この規約 第５条には、本協議会委員の構成について示されています。なお、事務局につきましては、運営方針「１設置」の（４）にございますとおり、会長が所属する教育委員会に置かれることが示されています。
- ・また、目的につきましては、規約の第３条のとおり、「採択地区内の関係市教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うこと」と定められています。以上が、「本協議会の設置の根拠及び目的」についてです。
- ・続けて、採択の基準について説明いたします。岐阜県の「採択基準」をご覧ください。「１ 基本方針」（２）のとおり、審議や調査等について、採択の公正確保に努めることが示されています。公正確保については、後ほどご説明いたします。「２ 採択に当たっての留意事項」（１）のとおり、令和７年度は、小学校用教科用図書については、無償措置法施行令第１５条第１項の規定により、基本的に同一の教科書を４年間採択しなければならないとされているため、調査研究は行いません。
- ・また（２）のとおり、本年度は、中学校用教科用図書の採択年度にあたりますので、文部科学省の検定を経たうえで、教科書目録に掲載された教科書について調査研究を行い、採択を協議することとなります。
- ・以上が採択基準についてです。これで、経過報告を終わります。

【会長】

- ・ただいま、事務局より経過等報告として、本会の設置の根拠及び目的、並びに採択基準について説明していただきましたが、質問等はございませんか。なければ、次に「審議事項」に入ります。
- ・初めに「採択日程」について、事務局より提案をお願いします。

【事務局】

- ・採択日程について提案いたします。教科書採択に関する日程について、簡単に説明いたします。
- ・本日、第１回の協議会を開催した後、３回の調査研究委員会を開催します。６月３日に、その第１回とな

る調査研究員会を開催します。また、6月14日からの14日間は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条により、美濃地区4か所にて、教科書展示会を開催します。

- ・中濃総合庁舎 美濃教育事務所にある美濃教科書センター、関市まなびセンター内にある関分館、美濃市立図書館にある美濃分館、郡上市図書館はちまん分館にある郡上分館にて、教科書展示会を行います。この展示会は、令和7年度使用教科用図書について、広く意見をお寄せいただくことが目的です。この後、第2回の協議会を7月10日に、第3回の協議会を7月12日に開催します。この第2回第3回の協議会では、調査研究員会で行われた研究調査の答申と、教科書展示会で寄せられた意見をもとに、採択協議を行います。
- ・採択案の協議等について、より慎重な審議を求められている昨今の状況から、今年度も2日間で協議を行うこととしました。
- ・運営方針（6）にありますように、第2回及び第3回的美濃地区採択協議会において協議が調わなかった場合は、会長の判断で多数決により採決することになっています。
- ・その後、8月2日までに、3市の教育委員会において、美濃地区教科用図書採択案をもとに、令和7年度使用教科用図書の議決をお願いすることとなります。
- ・ただし、各市の中に、協議結果が第2回、第3回美濃地区採択協議会の採決と一致しなかった市があった場合は、運営方針（8）のとおり、会長が研究員に再調査を指示するとともに、第4回的美濃地区採択協議会を招集します。そこでは、調査研究員会の報告に基づいて協議を進め、採決した内容については、これをもって各市の採択結果と一致させます。
- ・その後、各市教育委員会は、第4回美濃地区採択協議会の翌日から8月13日までに採択を議決し、本協議会会長に報告します。関係市教育委員会の採択が終了することにより、地区採択が完了したものとします。
- ・なお、運営方針（9）にありますように、今年度的美濃地区採択協議会は、次年度の第1回協議会をもって、解散となります。

【会長】

- ・「採択日程」について質問等はありませんか。よろしければ、拍手をもって御承認をいただきたいと
思います。
- (承認)
- ・拍手多数で、この件は承認されました。

【会長】

- ・次に、「研究員の委嘱」について提案をお願いします。

【事務局】

- ・研究員について提案いたします。規約第11条に基づいて研究員をおき、調査研究を行います。各市教育委員会による推薦などを基に、答申者及び研究員の候補者として提案します。

【会長】

- ・「研究員の委嘱」について御意見等はありませんか。よろしければ、拍手をもって御承認をいただきたいと
思います。
- (承認)

- ・拍手多数で、この件は承認されました。

【会長】

- ・次に、「予算書及び分担金」について提案をお願いします。

【事務局】

- ・予算書及び分担金について提案します。本年度の協議会の予算書をこのように作成しました。支出予算案として、会議費・旅費・雑費を合わせて、51万3千828円を計上しています。
- ・収入案は、規約第13条に基づき、学校数や児童生徒数で算出した分担金として、総予算額の51万3千828円を、3市に分担していただく見込みです。本年度の分担金は、関市が22万940円、美濃市が11万6千646円、郡上市が17万6千242円となっています。

【会長】

- ・「予算書及び分担金」について御意見等はありませんか。よろしければ、拍手をもって御承認をいただきたいと思います。

(承認)

- ・拍手多数で、この件は承認されました。

【会長】

- ・続いて、「その他の説明事項」に入ります。「公正確保」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

- ・(1) 公正確保について説明いたします。教科書の採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われる必要があります。文部科学省は、公正な採択が確保されるよう、発行者や採択関係者に指導を行っています。さらに、教科書協会でも、過大な宣伝行為を抑制するために、「教科書発行者行動規範」を定めるなど、教科書業者における取組も行われております。
- ・教科書は、極めて公共性が高く、国民の税金により無償に措置されることから、教科書採択は、重要な行為であり、いかなる疑惑の目も向けられないことがないよう、静ひつな環境で進められるよう措置がとられていることを御理解ください。詳細につきましては、資料をご覧ください。

【会長】

- ・「公正確保」について御質問等はありませんか。
- ・これをもって全ての議事を終了いたします。
- ・皆様のご協力により、滞りなく議事を終えられましたことに感謝申し上げます。
- ・これにて、進行を事務局へお返しします。

【司会】

- ・これをもって、令和6年度 第1回 岐阜県教科用図書 美濃地区 採択協議会を終わります。